

中間連結貸借対照表

(単位: 百万円)

期別 科目		平成21年度 中間連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)
		金額
(資産の部)		
現金及び預貯金		70,900
コールポート		108,316
債券貸借取引支払保証金		16,337
買入金銭債権		139,473
金銭の信託		2,939
有価証券		5,186,540
貸付金		403,793
有形固定資産		99,116
無形固定資産		14,131
再保険貸		6,021
その他の資産		155,930
繰延税金資産		102,390
貸倒引当金		△ 1,888
資産の部合計		6,304,003

期別 科目		平成21年度 中間連結会計期間末 (平成21年9月30日現在)
		金額
(負債の部)		
保 險 契 約 準 備 金		5,947,849
支 払 準 備 金		35,346
責 任 準 備 金		5,858,705
契 約 者 配 当 準 備 金		53,797
再 保 險 借 債		11,643
そ の 他 負 債		156,165
退 職 給 付 引 当 金		40,929
役 員 退 職 慰 労 引 当 金		1,620
再 構 築 引 当 金		45
特 別 法 上 の 準 備 金		6,602
価 格 変 動 準 備 金		6,602
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		18
負 債 の 部 合 計		6,164,875
(純資産の部)		
資 本 金		26,105
資 本 剰 余 金		75,334
利 益 剰 余 金		40,063
株 主 資 本 合 計		141,502
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		△ 17,508
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		17,719
土 地 再 評 価 差 額 金		△ 2,584
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		△ 2,374
純 資 産 の 部 合 計		139,128
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		6,304,003

(注) 当連結会計年度は、連結財務諸表の作成初年度であるため、平成20年度末要約連結貸借対照表は記載しておりません。

中間連結損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	期 別	平成21年度 中間連結会計期間 〔平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで〕
	金 額	
経 常 収 益	614,017	
保 険 料 等 収 入	493,221	
資 産 運 用 収 益	115,104	
(うち利息及び配当金等収入)	(87,474)	
(うち有価証券売却益)	(11,993)	
(うち特別勘定資産運用益)	(11,177)	
そ の 他 経 常 収 益	5,691	
(うち支払備金戻入額)	(609)	
経 常 費 用	585,148	
保 険 金 等 支 払 金	345,835	
(うち保険金)	(76,877)	
(うち年金)	(23,088)	
(うち給付金)	(29,547)	
(うち解約返戻金)	(153,555)	
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	74,240	
責任準備金繰入額	74,179	
契約者配当金積立利息繰入額	61	
資 産 運 用 費 用	79,016	
(うち支払利息)	(794)	
(うち有価証券売却損)	(3,695)	
(うち有価証券評価損)	(8,548)	
(うち金融派生商品費用)	(10,111)	
(うち為替差損)	(41,843)	
事 業 費	75,722	
そ の 他 経 常 費 用	10,332	
経 常 利 益	28,869	
特 別 利 益	18,294	
特 別 損 失	17,950	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	3,609	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	25,604	
法 人 税 及 び 住 民 税 等	2,507	
法 人 税 等 調 整 額	4,891	
法 人 税 等 合 計	7,399	
少 数 株 主 利 益	24	
中 間 純 利 益	18,181	

(注) 当連結会計年度は、連結財務諸表の作成初年度であるため、平成20年度中間連結会計期間は記載しておりません。

注記事項

(中間連結財務諸表の作成方針)

平成21年度中間連結会計期間

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 4社

連結される子会社及び子法人等は、プルデンシャル生命保険株式会社、ジブラルタ生命保険株式会社、プルデンシャル・ファイナンシャル・ジャパン生命保険株式会社(旧大和生命保険株式会社)、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシーを営業者とする匿名組合であります。

非連結の子会社は、ブラジル協栄保険株式会社、ブラジル協栄不動産株式会社及び株式会社協栄メディカル・チェックアップ・センターであります。

非連結の子会社は、総資産、売上高、当期損益及び(利益)剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当する事項はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間の末日等に関する事項

連結子会社のうち、ロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシーを営業者とする匿名組合の決算日は12月31日であり、当中間連結会計期の末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用して連結しております。

4. 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等(ジブラルタ生命保険株式会社およびプルデンシャル・ファイナンシャル・ジャパン生命保険株式会社)の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

5. のれんの償却に関する事項

プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株式会社の取得により発生したのれんは、定額法により59か月間で償却しております。

6. 共通支配下の取引等に関する事項

(1) 当社は、平成21年4月1日を効力発生日として、プルデンシャル生命保険株式会社の株式100%を株式交換により取得しております。

(2) プルデンシャル生命保険株式会社およびロックウッド・ベンチャー・ワン・エルエルシーを営業者とする匿名組合は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準21号)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に従い、その移転した資産及び負債について、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

平成21年度中間連結会計期間末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものも含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、非連結の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については原価法、その他の有価証券のうち時価のあるものについては9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

平成17年2月1日に合併した旧あおば生命保険株式会社においては、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日:平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法:「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格等に奥行補正等の合理的な調整を行って算定しております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

- ①平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの
旧定額法によっております。
- ③平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

・建物以外

- ①平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
- ②平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

(5) 無形固定資産の減価償却の方法

ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、9月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を個別貸倒引当金として計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における倒産確率に債権額を乗じた額及び過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を一般貸倒引当金として計上しております。

債権は、一部重要性の乏しい債権を除き、資産の自己査定基準に基づき関連部署が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その金額は811百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当中間連結会計期末において発生したと認められる額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、取締役、監査役および執行役員に係る退職慰労金の当中間連結会計期末要支給額を内規に基づき引当計上しております。

④ 再構築引当金

再構築引当金は、更生計画に伴う事業の廃止又は縮小を伴い発生する費用の見積額を計上しております。

⑤ 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に準じて算出した額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日企業会計基準委員会）に従い、外貨建債券に対する為替変動リスク又は金利変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び外貨建債券のキャッシュフローのヘッジとして繰延ヘッジ及び為替の振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

(10) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては当中間連結会計期間に費用処理しております。

(11) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の金額を積み立てております。

(プルデンシャル生命保険株式会社)

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(ジブラルタ生命保険株式会社)

- ① 標準責任準備金の対象契約(ただし平成13年4月2日以前に締結された有配当個人保険及び個人年金保険契約を除く)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額24,015百万円を加え、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)による金額と同額を積み立てております。

- ② 上記①以外の契約

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式及び全期チルメル式により計算した金額に会社が必要と認めた金額9,922百万円を加え、平準純保険料式による金額と同額を積み立てているほか、34,700百万円を積み立てております。

(プルデンシャル・ファイナンシャル・ジャパン生命保険株式会社)

保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて全期チルメル式により計算した金額を積み立てております。

2. 保有目的を変更した有価証券の当中間連結会計期末の時価は49,374百万円、貸借対照表計上額は38,187万円です。又、保有目的を変更した有価証券に関して、当中間連結会計期末の純資産の部に計上されているその他有価証券評価差額金の金額は△12,938百万円です。

3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は7,650百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額は1,792百万円、延滞債権額は5,853百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額811百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行なった部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

又、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、4百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は120,760百万円です。なお、負債の額も同額です。

5. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりです。

イ.前連結会計年度末現在高	75,412 百万円
ロ.当中間連結会計期間契約者配当金支払額	28,160 百万円
ハ.利息による増加等	61 百万円
ニ.契約者配当準備金繰入額	3,609 百万円
ホ.新規連結に伴う増加額	3,060 百万円
ヘ.その他による減少	184 百万円
ト.当中間連結会計期間末現在高	53,797 百万円

なお、当中間連結会計期間契約者配当金支払額の内訳は、一般配当金支払額4,525百万円、現金による特別配当支払額7,736百万円、一時払保険料に充当した特別配当支払額15,898百万円です。

6. 関係会社の株式は42百万円であります。
7. 担保に供されている資産の額は、有価証券22,741百万円であります。
又、担保付き債務の額は37,397百万円であります。
8. 1株当たり純資産額は、283,356,994円48銭であります。
9. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間連結会計期末におけるプルデンシャル生命保険株式会社およびジブラルタ生命保険株式会社の今後の負担見積額は14,086百万円であります。そのうち1,385百万円については貸借対照表のその他の負債に含めて計上しており、残額の12,700百万円については、その拠出した連結会計年度の事業費として処理します。
10. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

平成21年度中間連結会計期間

1. 1株当たり中間純利益は37,028,724円04銭であります。
2. その他特別利益の主なものは、更生計画に定める特別配当により充当された一時払保険料15,897百万円であります。
3. その他特別損失の主なものは、更生計画に定める特別配当により充当された一時払保険料に対応する責任準備金繰入額15,897百万円であります。
4. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。